

石巻市環境保全率先行動計画

—本市の事業者としての地球温暖化対策の実施とグリーン購入の推進—

2020年4月

石巻市

目次

1	背景及び目的	1
2	基本的事項	2
	(1) 本計画の位置づけ	2
	(2) 計画の期間	2
	(3) 計画の基準年度	2
	(4) 計画の対象範囲	3
	(5) 対象とする温室効果ガス	3
3	温室効果ガス排出量	4
4	温室効果ガスの削減目標及び基本方針	5
	(1) 温室効果ガスの全体の削減目標	5
	(2) 温室効果ガス削減に向けた取り組みの基本方針	5
	(3) 温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標	6
5	取組項目	6
	(1) 省エネルギーの推進	6
	(2) グリーン購入の推進	7
	(3) 省資源の推進	7
	(4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進	8
	(5) 環境に配慮した公共施設の整備等	8
6	計画の推進	9
	(1) 各課等における推進体制	9
	(2) 実施状況の点検・評価の方法	9
	(3) 公表の方法	10

1 背景及び目的

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、近年、国内においても平均気温の上昇、台風の強大化、集中豪雨の頻発等、私たちの日常生活へ大きな影響を及ぼしています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「温対法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務付けられています。

また、2016年には地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）が策定され、我が国の中間目標として、我が国の温室効果ガスの排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。

本市においては、2005年4月1日の石巻地域1市6町の合併に伴い、「石巻市環境基本条例」を施行するとともに、条例に基づき、2007年4月には「石巻市環境基本計画」を策定し、2016年3月には東日本大震災後の本市の環境の変化を踏まえた現行の環境基本計画を策定しました。また、環境基本計画により各環境施策を総合的に推進する一方で、事業者・消費者の立場で、自らの事務事業の中で省エネルギーやグリーン購入など環境に配慮した行動を率先して実行する「石巻市環境保全率先行動計画」を策定・実施してきました。

本計画は、本市のこれまでの取組を受け、引き続き環境負荷低減を目指した取組を推進するために策定したものであり、「温対法」第21条第1項に即し、温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的としています。

2 基本的事項

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第 21 条第 1 項において、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し策定が義務付けられているものであり、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））です。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第 10 条の規定によるグリーン購入の推進に関する事項を含むものです。

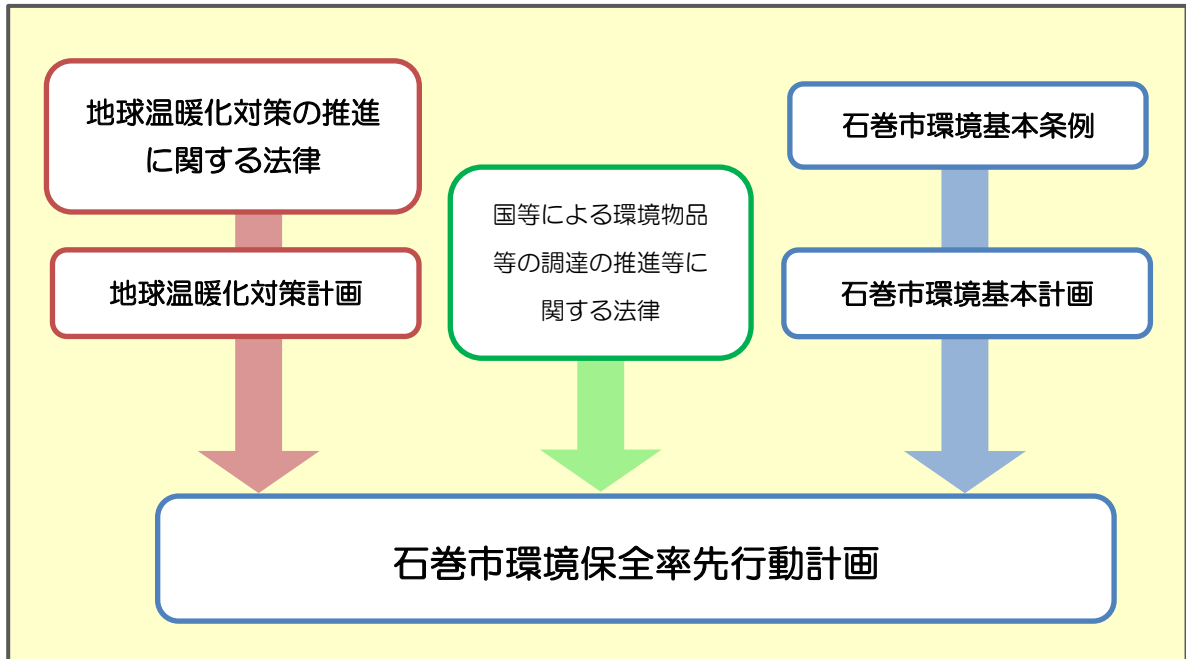


図 1. 本計画の位置づけ

(2) 計画の期間

2020 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、中間年である 2025 年度を目途に、計画の見直しを行います。

(3) 計画の基準年度

本計画における目標数値等の基準年度は、2014 年度とします。

(4) 計画の対象範囲

ア 対象施設

本計画は、出先機関、指定管理者制度施設を含めたすべての施設を対象とします。

イ 対象組織

本計画は、対象施設において業務・事業を行うすべての組織を対象とします。

ウ 対象事務・事業

本計画は、対象施設において実施されるすべての行政事務・事業を対象とします。

エ 対象職員

本計画は、対象組織に属し、対象施設において事務・事業に従事する職員（嘱託職員、臨時職員、教職員及び業務遂行のため人材派遣会社等から派遣された者も含む。）を対象とします。

(5) 対象とする温室効果ガス

本市の実行計画では、「温対法」第2条第3項が対象としている以下の7種類の温室効果ガスのうち、排出量が極めて少なく、算定が容易ではないガス種を除く、**二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素**を対象とします。

表1. 温室効果ガスの種類（温対法第2条第3項）

温室効果ガスの種類	人為的な発生源	地球温暖化係数 ^{※1}
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の化石燃料の使用など	1
メタン (CH ₄)	家畜の飼養や自動車の走行、廃棄物の埋め立てなど	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼や一般廃棄物の焼却	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの整備・廃棄など	14,800 など
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造や溶剤の使用など	7,390 など
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガスや半導体の製造など	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造など	17,200

※1 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるかを表した数値です。（表は2015年度係数）

3 温室効果ガス排出量

基準年度（2014 年度）における本市の温室効果ガスの総排出量は以下のとおりです。

エネルギー起源 CO ₂	二酸化炭素以外の温室効果ガスによる CO ₂	総 CO ₂ 排出量
19,685 t	91 t	19,776 t

【エネルギー起源 CO₂ 排出量】

・二酸化炭素排出量

活動の種別	活動量	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
電気使用量	26,796,970 kWh	13,961 t
ガソリン使用量	387,239 L	898 t
軽油使用量	73,080 L	189 t
重油使用量	862,242 L	2,338 t
灯油使用量	664,062 L	1,654 t
都市ガス使用量	144,285 m ³	312 t
LPガス使用量	49,142 m ³	321 t
LNGの使用量	6,426 m ³	12 t
計	-	19,685 t

【二酸化炭素以外の温室効果ガスによる CO₂ 排出量】

・メタン (CH₄) 排出量

メタン (CH ₄) 換算	CO ₂ 換算
0.95 t	24 t

・一酸化二窒素 (N₂O) 排出量

一酸化二窒素 (N ₂ O) 換算	CO ₂ 換算
0.23 t	67 t

4 温室効果ガスの削減目標及び基本方針

(1) 温室効果ガスの全体の削減目標

本市の事務・事業により排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度末までに基準年度比で **26%**削減することを目標とします。

表2. 温室効果ガスの削減目標

基準年度（2014 年度） における総排出量	目標年度（2030 年度） における総排出量	削減量
19,776 t-CO ₂	14,634 t-CO ₂	5,142 t-CO ₂

(2) 温室効果ガス削減に向けた取り組みの基本方針

上記の温室効果ガス排出量の削減及び事務・事業における環境への負荷を低減するため、以下の行動に関して行動目標を定め実行することとします。

表3. 取り組みの基本方針

行動の区分	行動の概要
省エネルギーの推進	総排出量の中でも割合の大きい電気やガスなどの燃料の使用を抑える取り組みを実施することで、排出量の削減を図ります。
グリーン購入の推進	環境に与える負荷ができるだけ小さい製品の優先的な購入（グリーン購入）を推進します。
省資源の推進	資料の簡素化、両面コピー等による用紙の購入量及び節水による水の消費量の削減を図ります。
廃棄物の減量とリサイクルの推進	ごみの発生量を削減するとともに、分別排出及び再資源化を徹底します。
環境に配慮した公共施設の整備等	公共施設の整備などにおいて、再生可能エネルギーの利用、施設の緑化、雨水の浸透・利用など、環境への配慮を取り入れた整備を行い、環境への負荷軽減を図ります。

(3) 温室効果ガス削減に向けた各項目の数値目標

温室効果ガス削減に向けた取り組み項目の具体的な数値目標は以下に示すとおりです。

表4. 各取り組みの数値目標

項目	基準年度値 (2014年度)	目標年度(2030年度)	
		目標数値	削減・増加率
電気使用量の削減	26,796,970 kWh	19,829,758 kWh	26%
ガソリン使用量の削減	387,239 L	286,557 L	26%
軽油使用量の削減	73,080 L	54,079 L	26%
重油使用量の削減	862,242 L	638,059 L	26%
灯油使用量の削減	664,062 L	491,406 L	26%
都市ガス使用量の削減	144,285 m ³	106,771 m ³	26%
LPガス使用量の削減	49,142 m ³	36,365 m ³	26%
LNG使用量の削減	6,426 m ³	4,755 m ³	26%
グリーン製品購入率の向上	59.5%(2018年度値)	80%(※)	20.5%
水の使用量の削減	697,151 m ³	515,892 m ³	26%

※グリーン購入率の向上については、前計画の目標値を継続して80%とする。

5 取組項目

前記取り組みの基本方針に基づいて職員が実施すべき取り組みは以下のとおりです。

(1) 省エネルギーの推進

ア 電気使用量の削減

(ア) 照明の適正管理

- 昼休みは、窓口等を除き支障のない範囲で消灯する。
- 不必要な照明を消灯する。
- 会議時間を短縮する。

(イ) OA機器等の適正管理

- 長時間使用しないときは、電源を切る。
- 適正な規模の機器を選択する。
- コピー機等のOA機器は、使用後は省電力モードに切り替える。

(ウ) その他

- エレベーター及びエスカレーターの利用を控え、階段の使用を励行する。
- 使用していない部屋の空調は停止する。

イ 燃料使用量の削減

(ア) 公用車の適正利用

- エコドライブを励行する。
- タイヤの空気圧の点検など車両整備を定期的に行う。
- 相乗り利用を奨励し、公用車利用の効率化を図る。
- 近距離については、徒歩か自転車を使用する。
- カーエアコンは、過度な冷暖房にならないよう温度や風量を調整する。

(イ) 冷暖房の適正管理

- 冷房時28℃、暖房時20℃を目安とし、温度調整・風量調整を細やかに
行い、冷暖房時の温度管理を徹底する。
- 服装については、夏季（7月～9月）においてはクールビズ、冬季（12
月～2月）においてはウォームビズへの対応を心掛ける。
- 冷房時にはブラインド、カーテンを利用して断熱効果を高め、暖房時には
自然光を積極的に取り入れる。
- 冷暖房中は、ドアの開けっ放しに注意する。

(ウ) 燃料使用機器等の適正管理

- お湯を沸かす場合は、やかんを底が濡れたままでコンロにかけない。
- お湯を沸かす場合は、必要以上に沸騰させない。

(2) グリーン購入の推進

- 物品を購入する際は、「グリーン購入に係る調達基準」に従い購入する。
- 「グリーン購入に係る調達基準」に該当しない物品についても、できるだ
け環境にやさしい物品を選択する。

(3) 省資源の推進

ア 用紙の購入量の削減

- 文書・資料の簡素化に努めるとともに、作成部数を最小限にする。
- 資料等はなるべくデータとして利用し、ペーパーレス化に努める。
- 印刷・コピーの両面刷りを徹底する。
- ミスコピーをしないよう留意する。
- 複数ページを印刷する場合、縮小印刷で足りるものは縮小・集約印刷する。

イ 水の使用量の削減

- 手を洗う時などの節水行動を徹底する。
- 水漏れ点検を徹底する。

(4) 廃棄物の減量とリサイクルの推進

ア 廃棄物の減量

- 修理や部品交換が容易で、長期使用が可能な製品を購入する。
- 市主催のイベントなどでは、ごみの分別・回収用ステーションを設置する。
- 生ごみは、水をしぼるなどの減量化を図る。
- 不要なものが出た場合は、庁内 LAN 上で情報を発信し他の部署に譲渡する等再利用に努力する。

イ リサイクルの推進

- 各職場に分別回収ボックスを設置し、分別収集の徹底を図る。
- リサイクル可能な製品を優先的に購入する。

(5) 環境に配慮した公共施設の整備等

- 良好な大気環境・水環境の確保、自然環境、景観などとの調和に配慮する。
- 生物の生息環境の保全・保護などに努める。
- 事業については、基本構想や基本設計の段階で環境配慮について環境部門と事前に協議のうえ進める。
- 新設・増改築において、敷地や施設内の緑化を計画的に推進するほか、可能な場合、施設の屋上の緑化を図るとともに、既存施設の緑化に努める。
- LED 照明等の省エネ型照明機器の導入に努める。
- 公用車の更新時には、より環境負荷の少ないEV（電気自動車）等へ切り替える。
- 緑地の管理における農薬や化学肥料の使用量の削減など周辺の生態系の保全に配慮する。
- 雨水利用や排水再利用が可能な場合は、規模、用途に応じて施設の導入について検討し、設置に努める。
- 太陽光等自然エネルギーの活用を図る。

6 計画の推進

(1) 各課等における推進体制

- ア 各課に、本計画の行動責任者（課長相当職員）、行動指導員（課長補佐相当職員）及び報告者（庶務担当職員）を配置し、各職場での環境保全への取組の着実な推進を図ることとします。
- イ 行動責任者は、行動指導員その他の職員に対し指示・監督を行います。
- ウ 行動指導員は、職場内の職員に対し指導・啓発を行います。
- エ 職場内の職員は、積極的に取組項目の実践に努めます。
- オ 報告者は、取り組み状況を行動責任者及び環境課に報告します。
- カ 行動責任者は、取組結果に基づき、職員に対し改善を指示します。

表5. 各職場における推進体制の職員配置

職場	行動責任者	行動指導員
本庁、総合支所の課・室	課長（室長）	課長補佐
支所	支所長	支所長補佐
保育所	子ども保育課長	保育所長
施設	担当課長（施設の長が課長相当の場合は、施設の長とします。）	施設の長（施設の長が課長相当の場合は、施設の長を補佐する職にある者とします。）
学校	校長	教頭

(2) 実施状況の点検・評価の方法

毎年一回、各職場で取組実績を算定シートにより点検し、実施状況を環境保全会議で評価します。

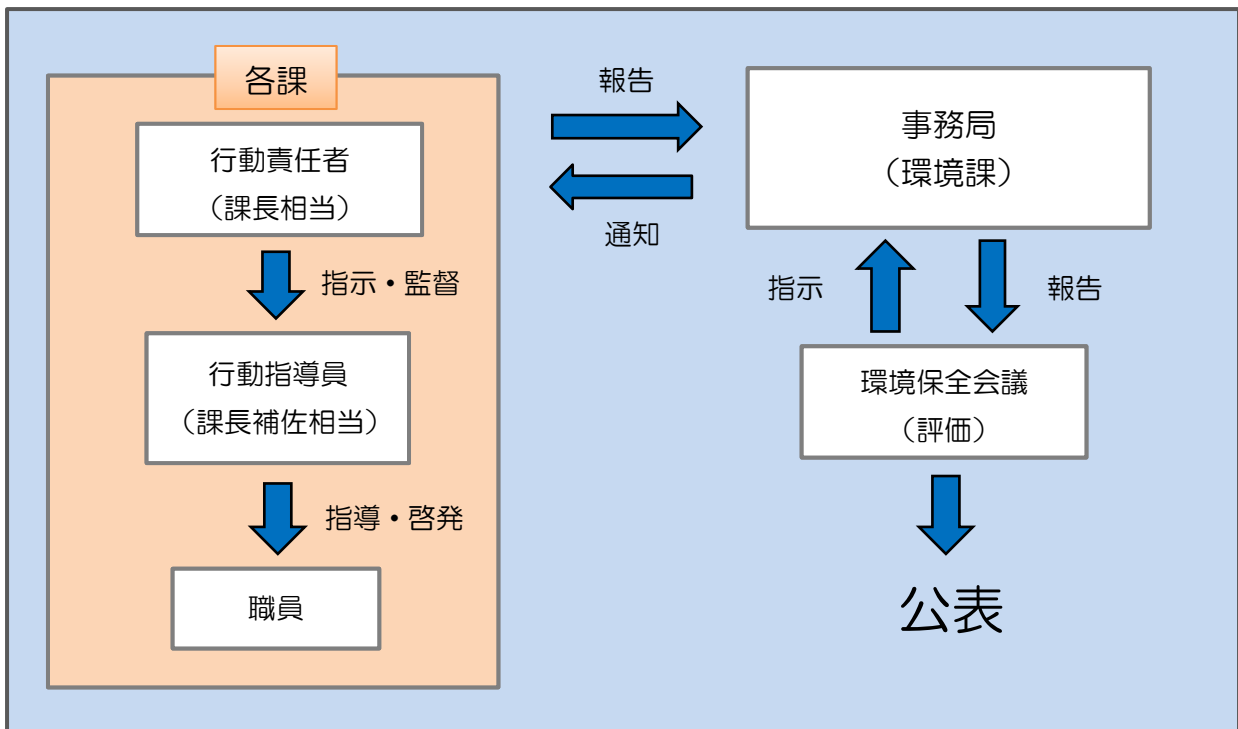


図2. 計画の推進体制図

(3) 公表の方法

市のホームページ、環境白書などで温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標の達成状況、個別の目標として設定された項目の達成状況及び取組状況を公表することとします。

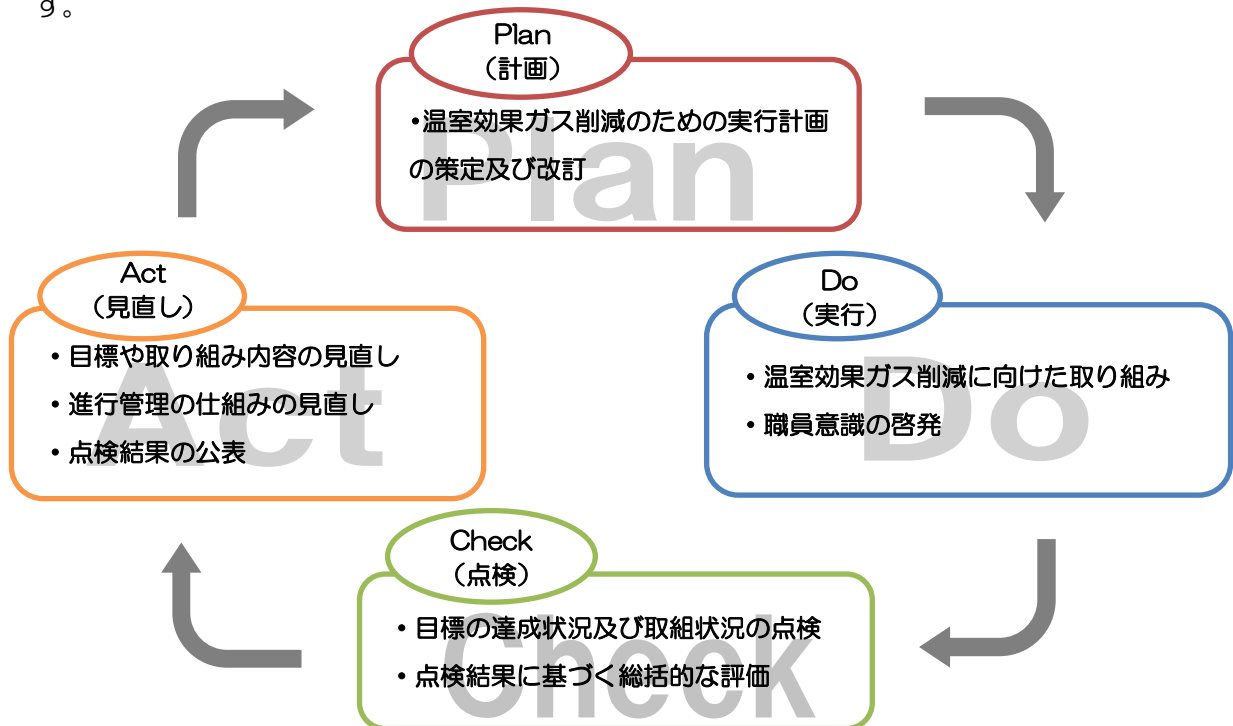


図3. 計画の進行管理図

石巻市環境保全率先行動計画
2020年度～2030年度

発行 2020年4月

〒986-8501
宮城県石巻市穀町 14 番 1 号
石巻市生活環境部環境課
TEL 0225-95-1111